2 平成23年度一般会計予算案の構成の概要

(1) 平成23年度一般会計予算案のうち主な歳入の説明

I 県 税

(単位 百万円)

区分	平成 23 年度	平成22年度	比	較
D	予 算 案	予 算 額	増 減 額	増 減 率
県 民 税	52,298	53,593	△ 1,295	% △ 2.4
法 人 県 民 税	3,977	2,930	1,047	35.7
個人県民税	45,638	47,967	△ 2,329	△ 4.9
森林環境税「法人県民税及び個人」県民税の内数	(349)	(330)	(19)	(5.8)
利 子 割 県 民 税	1,242	1,381	△ 139	△ 10.1
配当割県民税	1,077	924	153	16.6
株式等譲渡所得割県民税	3 6 4	3 9 1	△ 27	△ 6.9
事 業 税	12,754	10,157	2,597	25.6
法 人 事 業 税	11,671	9,056	2,615	28.9
個 人 事 業 税	1,083	1,101	△ 18	△ 1.6
地 方 消 費 税	7,574	7,988	△ 414	△ 5.2
不 動 産 取 得 税	2,167	1,702	4 6 5	27.3
た ば こ 税	2,070	2,084	△ 14	△ 0.7
ゴルフ場利用税	9 5 3	1,024	△ 71	△ 6.9
自 動 車 取 得 税	1,605	2,151	△ 546	△ 25.4
軽 油 引 取 税	5,470	5,439	3 1	0.6
自 動 車 税	16,241	16,306	△ 65	△ 0.4
産業廃棄物税	1 2 7	1 1 3	1 4	12.4
その他の税	4 1	4 3	\triangle 2	△ 4.7
計	101,300	100,600	7 0 0	0.7

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における諸控除の見直し

- (1) 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族(23 歳以上 70 歳未満) に係る扶養控除(33 万円)について、負担調整措置を講じた上で廃止
 - (注) 平成25年度分以後の個人住民税について適用
- (2) 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止
 - (注) 平成24年度1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用

2 個人住民税における寄附金税制の拡充

- (1) 認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。
- (2) 寄付金税額控除の適用下限額を引下げる。(5千円→2千円)
 - (注) 平成24年度分以後の個人住民税について適用

3 配当割県民税及び株式等譲渡所得割県民税

上場株式等の配当等に係る軽減税率(5% \rightarrow 3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(5% \rightarrow 3%)の特例の適用期限を平成25年末まで2年延長する。

4 県から市町村への税源移譲

法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う市町村の減収補てんのため、 たばこ税の税率の調整により、県から市町村への税源移譲を行う。

旧3級品以外の製造たばこ

(現行) (改正案)

たばこ税 1,000 本につき 1,504 円 → 860 円

(市町村たばこ税 1,000 本につき 4,618 円 → 5,262 円)

旧3級品の製造たばこ

(現行) (改正案) 716円 → 411円

たばこ税 1,000本につき 716円 \rightarrow 411円 (市町村たばこ税 1,000本につき 2,190円 \rightarrow 2,495円)

(注) 平成24年4月1日から適用

5 その他

- (1) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間の延長(1年→5年) (注) 平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する県税について適用
- (2) 罰則の見直し

(注) 平成23年6月1日以後にした違反行為について適用

Ⅱ 地方消費税清算金

(単位 百万円)

	平成23年度	平成22年度	比	較
区分	予 算 案	予算額	増減額	増減率
地方消費税清算金	21, 695	20, 462	1, 233	6. 0

Ⅲ 地方譲与税

(単位 百万円)

	平成23年度	平成22年度	比	較
区分	予 算 案	予 算 額	増減額	増減率
地方法人特別讓与税	14, 897	12, 322	2,575	20.9 %
地方揮発油譲与税	1,726	1,596	130	8. 1
石油ガス譲与税	123	132	△ 9	△ 6.8
計	16, 746	14,050	2,696	19. 2